

長野県農村生活マイスター制度の現状と課題

アンケート調査をもとに

誌名	明治大学農学部研究報告 = Bulletin of the Faculty of Agriculture, Meiji University
ISSN	04656083
著者名	高地, 紗世 大内, 雅利
発行元	明治大学農学部
巻/号	69巻1号
巻号補足	
掲載ページ	p. 1-21
発行年月	2019年7月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



長野県農村生活マイスター制度の現状と課題 —アンケート調査をもとに—

高地 紗世¹・大内 雅利²

(2018年5月8日受理)

The current situation and issues of the Nagano Prefecture rural-life-meister system: based on a questionnaire survey

Sayo TAKACHI¹, and Masatoshi OUCHI²

Abstract

Systems certifying women who are active in agricultural management and community enterprises as area leaders have been established in Japan, aiming to improve the social status of women engaged in agriculture.

Such systems have been established in each prefecture, and Nagano's (established in 1992) has been drawing special attention. This is because previous studies have pointed out that this system promotes for women's participation in local community. This study aims to clarify the current situations and issues of this system. For that purpose, a questionnaire survey was conducted, and the following results were obtained. First, it was determined that the women who have been certified have diverse backgrounds. Second, this system is significant as it gives the certified women the chance to obtain new fellowships and information. In addition, it encourages them to get interested in their local communities. Third, two problems inherent in this system were clarified. One problem is that the system is not well known. The other is that the features of women to be certified and their attitudes to that system differ, depending on the time of certification. Measures to solve such problems have not yet been established.

要 約 女性農業者の社会的地位向上と、地域の意思決定の場への参画促進のために、女性農業士等認定制度が注目されてきた。農山漁村の女性に関する中長期ビジョン（1992）では、女性農業者に称号を付けて認定する制度を推奨している。このことで、各県において制度化が進んだ。なかでも、長野県の「農村生活マイスター制度」が注目されてきた。先行研究では、マイスターが農業委員輩出の基盤であることが指摘されている。しかし1992年の制度設立から25年が経過した今日では、マイスター制度の実態の把握や意義、課題についての検討が十分であるとは言えない。

本研究の目的は、長野県のマイスター制度について以下の内容を明らかにすることである。第1に、マイスターの属性や特徴を明らかにする。第2に、マイスターの活動の実態を明らかにし、その背景について検討する。第3に、マイスターによる制度への評価を明らかにし、制度の現代的意義と課題について検討する。2016年に「長野県農村生活マイスター協会」の会員である816人を対象にアンケートを行った。

¹ 明治大学大学院農学研究科

214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田 1-1-1

² 明治大学農学部

214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田 1-1-1

E-mail: ouchi@meiji.ac.jp

TEL: 044-934-7124

結果は第1に、認定要件よりも多様な女性が認定されていることが明らかになった。特に、①高齢化、②グループ活動への参加経験の差、③非農家が認定されていることを指摘する。第2に、マイスターに期待される役割のうち「食育・食農教育」や「女性団体の活動」は積極的に取り組まれる一方で、積極的とは言えない活動もみられた。第3に、この制度の意義は、認定された女性にとって仲間や情報を得ることや、地域社会に関心を広げるきっかけとなっていることである。また農業委員や市町村の審議会の委員への就任がすすんでいた。第4に、この制度の課題を明らかにした。それは①活動上の課題、②マイスターの世代による違いとマイスター同士の人間関係、③称号としての意義である。

以上から、長野県農村生活マイスター制度は、見直しの時期を迎えている。

キーワード：女性農業者、男女共同参画、女性農業士、長野県

1. 研究の目的と方法

本研究では、「長野県農村生活マイスター制度」の現状と課題を明らかにする。「長野県農村生活マイスター制度」¹⁾とは、長野県における女性農業士等認定制度の名称である。各県ごとに実施されている類似する制度のなかでも、とりわけ長野県のマイスター制度は農業委員等に女性農業者が就任する際の基盤となっていることから、先行研究などで注目されてきた。

しかしながら、マイスター制度は1992年の設立から25年が経過し、今日において認定されている個人の属性・特徴や具体的な活動の実態は明らかでない。

そこで本研究の目的は、長野県のマイスター制度について以下の内容を明らかにすることとする。第1に、マイスターの属性や特徴を明らかにする。第2に、マイスターの活動の実態を明らかにし、その背景について検討する。第3に、マイスターによる制度への評価を明らかにし、制度の現代的意義と課題について検討する。

研究方法は、「長野県農村生活マイスター協会」に所属する816人（2016年時点）を対象に行った全数調査のアンケートを中心とする。また、予備調査および補足調査として行った「長野県農村生活マイスター協会」の役員会への出席や、インタビューの内容を併用する。インタビューは、長野県農政部農村振興課の職員、マイスターの認定を受けている女性、関係する機関・団体などを対象に行った。

以下では、女性農業士等認定制度の展開と「長野県農村生活マイスター制度」の概要について説明したう

えで、本研究で実施したマイスターへのアンケート調査の結果と考察を示す。

2. 女性農業士等認定制度と長野県農村生活マイスター制度

2-1. 女性農業士等認定制度

女性農業者の社会的地位向上と、地域的意思決定の場への参画促進のために、女性農業士等認定制度が重要とされてきた。

その展開は、富士谷（2001）によれば、1970年代、普及事業の課題は人材育成であり、中核的農業士制度が創設され、そのなかで、補助金等の対象外でありながら女性を対象とする「婦人農業士」や「生活改善士」等を独自に制度化する県が出現したことにはじまる。

90年代には、農村女性政策のなかで女性農業士等認定制度が重視されるようになる。『2001年に向けて－新しい農山漁村の女性（農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書）』（女性に関するビジョン研究会編、1992）では、「婦人農業士」や「生活改善士」等を紹介し、称号をつけて女性を認定することを推奨した。このことで、各県において女性の認定を制度化する動きがいっそう拡大した。

2-2. 女性農業士等認定制度に関する先行研究

このような女性農業士等認定制度の意味や問題点について、先行研究では次のような指摘がなされている。

まず、称号をつけて認定することの意味について藤井（2011）は次の2つの視点から説明している。それは第1に、本人の視点である。認定される本人に

として、称号を付与されることは「誇り」などの名誉の側面があると同時に地域リーダーとしての役割を果たしやすくなるという意味をもつ。また第2に地域住民の視点である。地域住民からインフォーマルな形で認知されていた地域リーダーを、フォーマル・リーダーとして位置づける意味がある。

岩崎（1994）は、中長期ビジョンを受けて女性農業士等の制度化が進みつつあった90年代初頭に、県ごとの取り組みや認定要件を比較し、以下を指摘している。第1に、従来の指導農業士、青年農業士制度では認定要件等により女性が認定されづらい状況にあり、農業者として女性を評価する視点が欠落していた。そのため、第2に、アフーマティブ・アクションの視点が重要であり、女性を対象とする制度を設置することが社会参画のステップとなる。第3に、女性を対象とする制度の問題点として、①婦人農業士制度については制度的位置づけや役割が明確でないことや恩典が用意されていないこと、②生活改善士については「農業士＝男、生活改善士＝女」という性別役割分担を助長する恐れがあることを指摘した。

また、原（2011）は、女性農業者のキャリア形成の視点からA県の女性農業士に質問紙調査および聞き取り調査を行い、以下のことを明らかにしている。第1に、A県で女性農業士に認定された女性農業者は、経営内でも重要な役割を担い、経営能力に対する自己評価が高い。第2に、女性農業士としての活動の意義は、有用な情報を得るための手段であることや、個人としての資質の向上にある。これらは女性農業士であることにより公的な行事への参加が増えたことや県行政とのつながり、男性農業士や農協理事や農業委員との交流の結果である。第3に、男女共同参画関係の事業が衰退するなかで、女性農業士には、後進のより若い世代の女性農業者の指導や育成が強く期待されている。

2-3. 女性農業士等認定制度の設置状況

制度の設置状況は、各都道府県によって異なる。やや古いデータではあるが、農山漁村男女共同参画推進協議会の調べ²⁾では、2013年時点で、①女性を対象と

する認定制度は23府県にみられる。ただし、これらは各府県独自の制度であり、制度の名称や認定要件、取り組み状況は異なる。

また、②農村地域における生活技術や男女共同参画に関する認定制度であるが、男女ともに対象となっている場合もみられる。これは千葉県や神奈川県などでみられる制度である。

このほかに③指導農業士、青年農業士制度における女性の認定がみられる。これは多くの都道府県でみられる。なかでも滋賀県では、指導農業士制度のなかに、生活分野での認定を位置づけている。女性を対象とする制度と平行して指導農業士・青年農業士にも女性を認定している場合もある。一方で、過去に女性を対象とする制度を設けていたが、指導農業士・青年農業士制度と一本化するうごきもみられる³⁾。

このように、制度の設置状況や内容は県ごとに多様である。

なかでも、先行研究においては、女性のみを対象としている長野県の「農村生活マイスター制度」が注目されてきた。先行研究において注目されてきた理由は、農業委員への女性の就任が多い長野県において、マイスター制度が女性農業委員輩出の基盤となっているためである（富士谷，2001）、（藤井，2011）。

以下では、本研究で扱う長野県農村生活マイスター制度の概要と認定の動向について説明する。

2-4. 長野県農村生活マイスター制度

長野県では、1991年に、全国にさきがけて「長野県農村女性プラン」を策定した。これをもとに翌年の1992年には、「農村女性リーダー設置事業」によりマイスターの認定を開始した（富士谷，2001）。

長野県が提示する「長野県農村生活マイスター認定要領」においては、マイスター制度の目的は「より豊かな農家・農村社会の発展を目指して、地域農業の振興、望ましい農家生活の推進およびむらづくり活動等に女性の立場から取り組み、地域の実践的リーダーとして活動することをねらいに、農業経営と農家生活の向上に意欲的な女性農業者を農村生活マイスターとして認定する」と説明されている。

同要領ではマイスターの役割として次の9つが示されている。

- ①望ましい農家生活の実践と地域への波及
- ②地域農業振興に関する活動への積極的な参画
- ③農業やくらしをささえる地域活動の推進
- ④農業後継者の育成指導
- ⑤農村女性団体等の活動及び連携の促進
- ⑥農村女性の社会参画に関する活動の促進
- ⑦家族経営協定の推進
- ⑧地産地消活動の実践と推進
- ⑨伝承活動及び交流活動の実践と推進

また、同要領でマイスターの認定要件は、次の3つを満たす女性農業者である。

- ①農業経営・農家生活の向上及び地域振興に意欲的に取り組み、地域の信望が厚いこと。
- ②農業又は農家生活等の実践集団に所属し、積極的に活動していること。
- ③年齢がおおむね40歳から60歳であること。

マイスターの認定は年に1度、年度末に行われる。認定には、申請書や市町村長の意見、月に1度の頻度で計5回ほど開催されるマイスター認定研修への参加と作文の提出が必要である。このようなプロセスを経て、学識経験者や農業関係団体等で組織される「農村生活マイスター認定会議」で適当と認められた者を長野県知事が認定する。

認定の動向について説明する。制度開始の1992年には111人が認定を受けた。1年あたりの新規認定数は減少しているが、近年でも毎年20から30人ほどが新たに認定を受けている（表1）。

2016年3月31日時点⁴⁾では累計1,036人がマイスターの認定を受けていた。ただし、この時点の実質的なマイスターは、辞退者・死亡者を除く893人である。

2-5. 長野県農村生活マイスター協会

認定を受けたマイスターは、基本的には「長野県農村生活マイスター協会」⁵⁾に所属し、活動する。

「長野県農村生活マイスター協会規約」⁶⁾によれば、協会は1993年に「より豊かな農家生活・農村社会の発展を目指して、地域農業の振興、望ましい農家生活

表1 マイスターの認定の動向

年 度	新規認定（人）	累計（人）
1992	111	111
1993	116	227
1994	71	298
1995	39	337
1996	71	408
1997	41	449
1998	45	494
1999	39	533
2000	35	568
2001	35	603
2002	38	641
2003	47	688
2004	45	733
2005	36	769
2006	19	788
2007	39	827
2008	28	855
2009	34	889
2010	27	916
2011	16	932
2012	27	959
2013	23	982
2014	30	1012
2015	24	1036

資料：マイスター協会役員会資料より筆者作成

の推進、むらづくり活動等を行うため、会員相互の研鑽と関係機関・団体との連携を図り、もって農村女性の地位向上と社会参画の促進に貢献するものとする」ことを目的として設置された。2016年4月1日時点では816人の会員⁷⁾を擁していた。地区別に14の支部⁸⁾があり、さらに市町村支部に分かれている。普段の活動は支部ごとに行われている。

2-6. 長野県農村生活マイスター制度に関する先行研究

長野県農村生活マイスター制度は、全国の女性農業士等認定制度のなかでも、先行研究において特に注目されてきた。

藤井（2011）は、マイスター制度について以下の7点を指摘している。

まず、マイスター制度の位置づけや役割に関する指摘である。第1に、リーダー育成の先進地である長野県は全国に先駆けて長野県農業士制度を設置した

が、マイスター制度が開始する1992年までは女性の認定が少ない状況であった。そこで、マイスター制度を設けたことによりマイスターとしての女性の認定が増加した。ただし、農業士制度への女性の新規認定は減少している。

近年における女性の農業士総数は平成23年度で36人、平成24年から26年は37人、平成27年は39人、平成28年は40人であり、いずれも長野県農業士全体に占める3%未満と極めて少なく、新規の認定は年に0～2人程度である（長野県農政部農村振興課「長野県農村女性チャレンジプランにおける実績と達成指標」参照）。

藤井によれば第2に、マイスターは制度的権威付けにより付加価値を付けたフォーマル・リーダーである。第3に、マイスターは農業委員や地方議員のリクルートメント・ルートになっている。第4に、マイスターとしての活動は、そのような地域意思決定の場に参画するためのトレーニングである。さらに県の職員や普及員の視点として、第5に、普及の体制が変化し、生活改良普及員の採用がなくなるなかで、マイスターに普及員の役割を代替させる意向がみられたという。また第6に、マイスターは「長野県農村女性プラン」の目標達成の推進役である。そして第7に、認定側では、リーダーシップ性に加えて地域社会で「認められやすい人」として「跡取り娘をねらう」ことが明らかにされた⁹⁾。

また、大内（2017）も、マイスターが、長野県の農村女性政策の推進体制の要となっていることを以下のように指摘している。長野県の女性政策は人権原理が基本であり、社会参画を目指している。その推進体制は、地域から県へとピラミッド状である。このなかで女性団体を3層としてみた場合（図1）、マイスターは中間の「地域仕掛人」として位置づけられる。マイスターは、下層の生活改善グループ等の停滞への対応として示された新たな農村女性像であった。マイスターは、県行政と共同で「第5次長野県農村女性チャレンジプラン」を策定し、達成目標の実現に向けて取り組んでいる。大内は、このような長野県の農村女性政策のあり方を他県との比較において「女性農業士

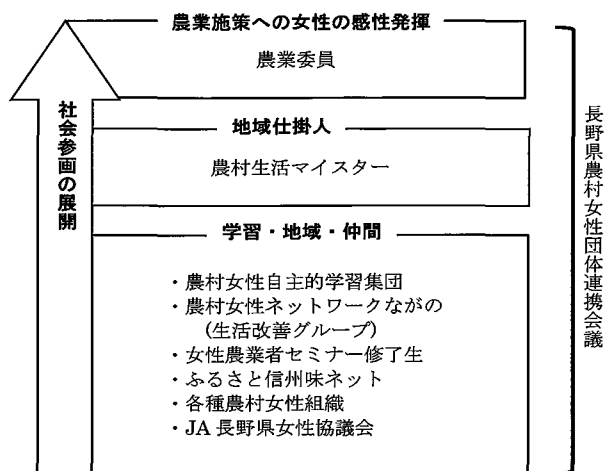


図1 長野県の農村女性の活動体制（3層の女性団体）

注：筆者作成。本文に引用した大内（2017）においては、長野県農政部農業技術課『農村女性の社会参画に関する調査報告書』（2002）の図を用いて説明している。本図はこれをもとにより簡潔に示した。

型」と位置づけた。

2-7. 長野県農村女性プラン

これまで説明してきたように、藤井（2011）や大内（2017）では、マイスターが、長野県の農村女性政策において重要な農村女性プランの目標達成の推進役に位置づけられていることが明らかにされてきた。

長野県の農村女性プランとは、どのような内容であるか。調査を行った時期の「第5次 長野県農村女性チャレンジプラン」（2013～2017年度）では、プランが目指す姿は大きく分けて2つある。

それは第1に、「女性の積極的な経営参加とゆとりある暮らしの実現」である。

これには、施策の推進方向として「女性の能力が発揮できる農業経営の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「起業活動による6次産業化の推進」の3つの項目が示されている。

また、第2の目指す姿は、「女性の活躍による活力ある農村社会の構築」であり、施策の推進方向は「農村女性の役割発揮と多様な地域住民の地域活動への参加促進」、「あらゆる分野での社会参画の促進」、「農業・農村の魅力の再確認と内外の情報発信」であった。

これらの目指す姿や施策に対応する、7つの達成指標と目標値が設けられている。農業経営やワーク・ライフ・バランスに関するものとして①家族経営協定の締結、②農業士の認定、③新規女性自営就農者数がある。また、地域活動や社会参画に関するものとして、④農村生活マイスターの認定者数、⑤女性農業委員が選出されている市町村数がある。そして起業活動に関しては、⑥女性起業件数、⑦食農教育に取り組む女性グループ数が設定されている。

マイスターには、これらの目標達成に向けた活動が期待されている。

2-8. 小括

以上で説明してきたように、女性農業士等認定制度は、女性農業者の地位向上のために称号を付与する制度であり、これにより地域リーダーなど女性農業者のさらなる活躍が期待されている。

特に、長野県の「農村生活マイスター制度」が注目されてきた。マイスターは、農業経営や農家生活に意欲的な女性農業者であることを前提として、おおむね40歳から60歳の女性を地域における実践的な集団への参加と活動をもって長野県知事が認定している。また、マイスターに認定された後も、長野県農村生活マイスター協会に属し、集団（組織）で活動することを基本としている。

マイスターは、長野県の農村女性政策においては「長野県農村女性プラン」などの目標を実現させる担い手として位置づけられている。そして、マイスターから農業委員、地方議員へという就任ルートを藤井（2011）は明らかにした。

しかしながら、制度設立から25年が経過し、今日における認定や活動の実態は十分に把握されているとは言えない。また、制度の意義や課題について改めて検討する必要がある。

3. 長野県農村生活マイスターへのアンケート調査

3-1. 調査の実施

アンケートの実施期間は2016年7月8日から9月

末である。配布は、長野県内の各普及センターと長野県農村生活マイスター協会の役員を通じて行い、回答者（各マイスター）からの郵送により回収した。質問項目は、年齢や経歴、家族と農業経営などマイスターの個人の属性・特徴や、マイスターとしての活動とマイスター制度への評価、地域社会での生活や活動に関する項目を用意した。これらの内容については、認定要領に記載されている制度の目的、役割、認定要件等や、先行研究における成果、予備調査で得られた知見をもとに項目を設定した。特に「マイスターとして力を入れてきた活動」を質問する際の選択肢は、認定要領において県が示すマイスターの9つの役割の内容を反映している。

3-2. 回収と集計

配布した816票のうち、回収は422票であり、回収率は51.7%であった。このうち、白票はなかった。単純集計においては、全体の状況を把握するため無回答および指定外の回答も含めて集計したが、クロス集計においては無回答および指定外の回答は欠損値として扱った。

3-3. 結果と考察

長野県農村生活マイスター制度の現状についての調査結果から、以下のことが明らかになった。

(1) マイスターの属性・特徴

マイスターの属性・特徴についての調査結果を示す。表2から表5には個人の属性・特徴、表6と表7には家族と農業経営、表8と表9には農業関連の仕事への従事状況、表10には現在の年齢別グループ活動（実践集団）への参加状況の結果を示した。

特に、①高齢化、②農家以外の農村女性の認定、③グループ活動（実践集団）への参加の世代差に注目したい。

マイスター制度は、農業経営や農家生活に意欲的な女性農業者に称号を付与することで、地域のリーダーとしてさらに活躍を広げていくことを後押しするための制度である。その際、認定の要件には、実践集団へ

の参加と活動や、認定時におおむね40歳から60歳という年齢が設定されていた。

しかし、今回の調査結果から、実際には認定要件で定められている範囲を超えて多様な女性がマイスターとして認定されていることが明らかとなった。

①高齢化

今回の回答者の年齢は34歳から83歳であり、平均は63.7歳であった。60代が最多で5割弱、60代以上の合計では約7割である。このように現在活動中のマイスターは、高齢化している（表2）。

認定時の年齢について認定要件では、「おおむね40歳から60歳」とされている。今回の回答者は、マイスターの認定を受けたときの年齢が30歳から72歳であり、平均は50.3歳である。表3で示すように、50代が最も多く4割であり、次いで40代が3割を超えている。このように全体としては約8割が認定要件と合致している。

しかし少数ながら60代以上や30代での認定もみら

表2 マイスターの属性・特徴

		度数	%
年齢	30代	4	0.9%
	40代	18	4.3%
	50代	98	23.2%
	60代	195	46.2%
	70代	95	22.5%
	80代	4	0.9%
	無回答	8	1.9%
出身家庭	農家	295	69.9%
	非農家	122	28.9%
	無回答	5	1.2%
居住地域	北信	46	10.9%
	長野	53	12.6%
	上小	31	7.3%
	佐久	62	14.7%
	諏訪	20	4.7%
	北安曇（大北）	34	8.1%
	松本	81	19.2%
	木曽	9	2.1%
	下伊那（飯伊）	32	7.6%
	上伊那	42	10.0%
	無回答	12	2.8%
合計		422	100%

資料：アンケート調査（2016）より筆者作成

れ、実際の認定時の年齢は提示された要件よりも範囲が広がっている。

次に、認定からの年数である。現在の年齢と認定時の年齢を用いて認定からの年数を計算し¹⁰⁾、5年ごとにみると「1-5年目」は66人（17.7%）、「6-10年目」は71人（19.1%）、「11-15年目」は83人（22.3%）、「16-20年目」は77人（20.7%）、「21-25年目」は75人（20.2%）であった。1-5年目では若干の減少がみられるが、どの認定時期の人も2割ずつである。

認定からの年数別に、現在の年齢および認定時の年齢について集計すると、表4、表5のようになる。

表4で認定からの年数別に現在の年齢をみると、最初の10年間に認定を受けた人（16-25年目）は60代後半以上が中心である。中間の6-15年目のマイスターは、50代、60代が中心である。また、最近認定を受けた1-5年目では、50代以下が中心である。

表3 マイスター認定時の年齢

	度数	%
30代	19	4.5%
40代	153	36.3%
50代	176	41.7%
60代	49	11.6%
70代	1	0.2%
指定外の回答	1	0.2%
無回答	23	5.5%
合計	422	100%

資料：アンケート（2016）より筆者作成

表4 認定からの年数別現在の年齢

	全体	40代以下	50代	60代前半	60代後半	70代以上
1-5年目	66	17	30	9	8	2
	100%	25.8%	45.5%	13.6%	12.1%	3.0%
6-10年目	71	3	30	15	16	7
	100%	4.2%	42.3%	21.1%	22.5%	9.9%
11-15年目	83	2	27	18	23	13
	100%	2.4%	32.5%	21.7%	27.7%	15.7%
16-20年目	77	0	7	14	25	31
	100%	0.0%	9.1%	18.2%	32.5%	40.3%
21-25年目	75	0	2	18	24	31
	100%	0.0%	2.7%	24.0%	32.0%	41.3%
合計	372	22	96	74	96	84
	100%	5.90%	25.8%	19.9%	25.8%	22.6%

資料：アンケート（2016）より筆者作成

注：無回答、指定外の回答、認定からの年数が26年目以上になる場合は除いて集計

表5 認定からの年数別マイスター認定時の年齢

	全体	40代前半以下	40代後半	50代前半	50代後半	60代以上
1-5年目	66	10	11	16	13	16
	100%	15.2%	16.7%	24.2%	19.7%	24.2%
6-10年目	71	5	13	20	17	16
	100%	7.0%	18.3%	28.2%	23.9%	22.5%
11-15年目	83	15	20	23	15	10
	100%	18.1%	24.1%	27.7%	18.1%	12.0%
16-20年目	77	10	19	29	14	5
	100%	13.0%	24.7%	37.7%	18.2%	6.5%
21-25年目	75	29	21	15	8	2
	100%	38.7%	28.0%	20.0%	10.7%	2.7%
合計	372	69	84	103	67	49
	100%	18.5%	22.6%	27.7%	18.0%	13.2%

資料：アンケート（2016）より筆者作成

注：無回答，指定外の回答，認定からの年数が26年目以上になる場合は除いて集計

表4, 5の2つの表から，マイスターの高齢化の要因を読み取ることができる。それは，たんに制度設立からの経年により高齢化が進んだばかりでなく，近年では認定時の年齢が高くなったことである（表5）。このようにして，マイスターは高齢化している。

②家族と農業経営

また，マイスターの現在の家は農家¹¹⁾がほとんどである（表6）。しかし，非農家や元農家といった農家以外の農村女性も，マイスターの認定を受けていることが明らかになった。

農家と回答した366人のみについて経営状況や農業への関わり方をみると，表7のようになる。

まず，家の農業経営状況は多様である。作目では，果樹，稲，野菜が多いが全体としては様々な作目がみられる。「その他」にはきのこ類が挙げられた。また，農産物の販売金額の規模も多様であることがわかる。このように，マイスターの農業経営には長野県の農業の多様なあり方が反映されている。

しかし，個人の立場には以下の傾向がみられる。マイスターの多くは，跡継ぎである夫との結婚により就農し，経営主の配偶者の立場にある。過半は年200日以上農業に従事し農外の勤めはしておらず専門的に農業に従事している。農業経営への参画は，中心的に参画している人と，補助的に参画している人がおよそ半

表6 家族の特徴

		度数	%
同居家族の構成	単身	12	2.8%
	夫婦	106	25.1%
	2世代家族	161	38.2%
	3世代家族	128	30.3%
	その他	12	2.8%
	指定外の回答	2	0.5%
	無回答	1	0.2%
家族全体の所得	200万円未満	33	7.8%
	200-400万円未満	91	21.6%
	400-600万円未満	90	21.3%
	600-800万円未満	58	13.7%
	800-1千万円未満	49	11.6%
	1千万円以上	86	20.4%
	指定外の回答	1	0.2%
	無回答	14	3.3%
現在の家	農家	366	86.7%
	元農家	21	5.0%
	非農家	23	5.5%
	指定外の回答	1	0.2%
	無回答	11	2.6%
合計		422	100%

資料：アンケート（2016）より筆者作成

分ずつである。

一方で，非農家のマイスターの農業との関わり方について検討するために，農業関連の仕事に従事しているかどうかをみる。表8は全体について集計し，表9は非農家のマイスター23人のみを集計している。

非農家と回答した23人では，農業関連の仕事に従事している人が18人いる。特に，農産加工などの農業関連の仕事に従業員として携わったことがマイスターとの接点であり認定のきっかけとなったことが考えられる。ただし，非農家でかつ農業関連の仕事に従事していない人も5人いた。

以上のように，マイスターのほとんどは農家であり，その多くが年200日以上農作業に携わる農業の担い手である。先行研究（藤井，2011）では候補者として「跡取り娘」が挙げられたが，実際には結婚により就農した経営主の配偶者が多い。

また，全体としては少ないが，マイスター制度の要件にない非農家の認定がみられる。

表7 農業経営と参画状況

		度数	%
販売金額が一番大きい作目	稲	92	25.1%
	麦	1	0.3%
	いも類	1	0.3%
	野菜	92	25.1%
	花卉・花木	28	7.7%
	果樹	115	31.4%
	畜産	14	3.8%
	その他	6	1.6%
	指定外の回答	8	2.2%
	無回答	9	2.5%
農産物の販売金額 (加工品などを含む)	100万円未満	63	17.2%
	100-200万円未満	51	13.9%
	200-300万円未満	36	9.8%
	300-500万円未満	40	10.9%
	500-1千万円未満	61	16.7%
	1千万-2千万円未満	52	14.2%
	2千万-3千万円未満	18	4.9%
	3千万円以上	29	7.9%
	無回答	16	4.4%
農業従事日数	していない	1	0.3%
	59日以下	23	6.3%
	60～149日	39	10.7%
	150～199日	57	15.6%
	200日以上	244	66.7%
	無回答	2	0.5%
農外の勤め	正社員	5	1.4%
	嘱託・準社員	4	1.1%
	パート	36	9.8%
	アルバイト	21	5.7%
	その他	15	4.1%
	していない	251	68.6%
	指定外の回答	22	6.0%
	無回答	12	3.3%
農家における立場	経営主	48	13.1%
	経営主の配偶者	261	71.3%
	経営主の後継者	3	0.8%
	後継者の配偶者	13	3.6%
	経営主の親	32	8.7%
	その他	1	0.3%
	指定外の回答	5	1.4%
	無回答	3	0.8%
就農経緯	本人が跡継ぎ	44	12.0%
	夫が跡継ぎ	287	78.4%
	夫が新規就農	18	4.9%
	本人が新規就農	8	2.2%
	指定外の回答	3	0.8%
	無回答	6	1.6%
経営参画	中心的に参画	173	47.3%
	補助的に参画	159	43.4%
	ほとんど参画していない	21	5.7%
	無回答	13	3.6%
合計		366	100%

資料：アンケート（2016）より筆者作成
注：現在の家が農家である366人のみ集計

表8 農業関連の仕事（複数回答）

	度数	%
農産加工	158	37.4%
農産物直売所	142	33.6%
観光農園・農業体験	72	17.1%
民宿	24	5.7%
農家レストラン・カフェ	15	3.6%
他の農業経営体の農業生産に従事	56	13.3%
していない	114	27.0%
無回答	10	2.4%

資料：アンケート調査（2016）より筆者作成

表9 非農家の農業関連の仕事への従事状況（複数回答）

	度数	%
農産加工	11	41.8%
農産物直売所	4	17.4%
観光農園・農業体験	1	4.3%
民宿	2	8.7%
農家レストラン・カフェ	2	8.7%
他の農業経営体の農業生産に従事	4	17.4%
していない	5	21.7%

資料：アンケート（2016）より筆者作成
注：現在の家が非農家である23人のみ集計

表10 年齢別グループ活動への参加（複数回答）

	全体	生活改善 グループ・ 研究会	農協 女性部	地域 婦人会	4H クラブ	その他
40代以下	16	4	8	10	0	3
100%		25.0%	50.0%	62.5%	0.0%	18.8%
50代	82	29	43	45	1	15
100%		35.4%	52.4%	54.9%	1.2%	18.3%
60代前半	75	29	54	38	4	13
100%		38.7%	72.0%	50.7%	5.3%	17.3%
60代後半	99	55	75	48	1	12
100%		55.6%	75.8%	48.5%	1.0%	12.1%
70代以上	94	59	73	61	9	6
100%		62.8%	77.7%	64.9%	9.6%	6.4%
合計	366	176	253	202	15	49
100%		48.1%	69.1%	55.2%	4.1%	13.4%

資料：アンケート（2016）より筆者作成
注：無回答、指定外の回答は除いて集計

③グループ活動（実践集団）への参加経験

グループ活動（実践集団）への参加経験は、現在の年齢による差がみられた。特に、生活改善グループや農協女性部は年齢が高いほど参加経験があり、若い世代では参加経験のある人は比較的少ない（表10）。

（2）マイスターとしての活動

次に、今日におけるマイスターの活動の実態について検討した。

調査結果では、マイスターに期待されている9つの役割¹²⁾に対して、積極的に取り組まれている活動と、積極的とは言えない活動がみられた。

単純集計の結果は、「農家生活の向上」（40.0%）、「地域の農業振興」（30.6%）、「地域活動」（41.7%）、「農業後継者の育成」（11.6%）、「女性団体の活動」（54.3%）、「家族経営協定の推進」（21.1%）、「文化の伝承活動」（31.5%）、「都市・農村交流」（16.1%）、「食育・食農教育」（56.2%）、「農村女性の社会参画の推進」（31.3%）、「地産地消活動」（28.7%）、「あて職の活動」（7.3%）、「その他」（1.2%）であった。無回答は4.3%あった。

以上から、全体的にみた場合に積極的に取り組まれている活動には「食育・食農教育」や「女性団体の活動」が挙げられる。これらは半数以上の人が入力して取り組んでいる。一方で、「農業後継者の育成」、「都市・農村交流」、「家族経営協定の推進」は積極的であるとは言えない。

さて、「第5次 長野県農村女性プラン」の目標に定められる項目は、農業経営とワーク・ライフ・バランスの分野で①家族経営協定、②農業士の認定、③新規女性自営就農者数、地域社会参画で④マイスター認定数、⑤女性農業委員、起業分野で⑥女性起業グループ、⑦食農教育であった。これに即してみると、プランに定められる項目のなかでも食育・食農教育は特に積極的に取り組まれている。一方で、農業経営とワーク・ライフ・バランスに関する項目では全体的に積極的とは言えない。また、プランに定められていないがマイスターに期待される役割である都市・農村交流についても積極的とは言えない。

全体の傾向としては、食育・食農教育などの女性グループや個人で取り組めるものについては積極的であるが、一方で次世代や異業種、他地域などに関わりながら進める必要のある次世代の農業者の育成や都市との交流などの活動はあまり取り組まれていない。

無回答を除き、認定からの年数別に集計したものを

表11に示す。

積極的に取り組まれている活動のうち、「女性団体の活動」は、認定時期別では、「1-5年目」では3割弱（27.4%）だが、それ以外の時期に認定されたマイスターでは力を入れて取り組んでいる人が過半数である。比較的若い世代ではグループ活動に加入していない状況が反映されている。

「家族経営協定の推進」、「農村女性の社会参画の推進」については、認定時期の早い人ほど力を入れて取り組んでいる人の割合が多い。

特に、認定時期による差が大きい「家族経営協定の推進」については、21-25年目のマイスターでは45.9%の人が取り組んだことがある。しかし、16-20年目以降では徐々に取り組まれなくなっている。

協定の推進が停滞した背景は、先進地であるP市のマイスターの次のような言葉に表れている¹³⁾。

「家族経営協定をすすめるんだけど、女性自身がその立場をなかなか理解しないで、『なんのために家族協定やるの』って。『本当は自分たちがこんなに頑張ってる、共同経営者として認めてもらうための家族経営協定なんだよ』っていうんだけど、もう財布も預かってお金自由になるからとか、そういう女性が意識しないでね、なかなかその後広げるのが難しいくてなかなか広まっていけない」という。

すなわち、農家における女性の立場や生活の変化等である。このことで、推進する側にあるマイスターをも含めて、地域の女性農業者にとって家族経営協定の必要性が認識されづらくなっている。

このほかに、推進の対象となる若い世代の農業者の減少や、法人化なども背景にあると考えられる。

（3）マイスターの社会参画

長野県農村生活マイスターの重要な役割のひとつに、「農村女性の社会参画の推進」が挙げられている。また、藤井（2011）においては、マイスターから農業委員、地方議員という就任ルートが明らかにされていた。そこで、地域の意思決定の場への参画を表12に挙げた役職への就任状況から検討した。

ただし、今回のアンケート調査では「役職経験はな

表11 認定からの年数別力を入れてきた活動（複数回答）

	全体	農家生活 の向上	地域の 農業振興	地域活動	農業後継 者の育成	女性団体 の活動	家族経営 協定の推進	文化の 伝承活動
1-5年目	62 100%	22 35.5%	18 29.0%	24 38.7%	3 4.8%	17 27.4%	2 3.2%	14 22.6%
6-10年目	69 100%	20 29.0%	22 31.9%	32 46.4%	9 13.0%	39 56.5%	8 11.6%	27 39.1%
11-15年目	81 100%	29 35.8%	20 24.7%	31 38.3%	6 7.4%	50 61.7%	11 13.6%	26 32.1%
16-20年目	74 100%	36 48.6%	24 32.4%	34 45.9%	10 13.5%	42 56.8%	24 32.4%	23 31.1%
21-25年目	74 100%	43 58.1%	29 39.2%	32 43.2%	14 18.9%	51 68.9%	34 45.9%	32 43.2%
合計	360 100%	150 41.7%	113 31.4%	153 42.5%	42 11.7%	199 55.3%	79 21.9%	122 33.9%
	全体	都市・ 農村交流	食育・ 食農教育	農村女性 の社会参 画の推進	地産地消 活動	あて職 の活動	その他	
1-5年目	62 100%	7 11.3%	29 46.8%	10 16.1%	11 17.7%	2 3.2%	0 0.0%	
6-10年目	69 100%	11 15.9%	44 63.8%	14 20.3%	15 21.7%	3 4.3%	0 0.0%	
11-15年目	81 100%	10 12.3%	46 56.8%	25 30.9%	22 27.2%	6 7.4%	2 2.5%	
16-20年目	74 100%	15 20.3%	47 63.5%	25 33.8%	25 33.8%	9 12.2%	2 2.7%	
21-25年目	74 100%	15 20.3%	47 63.5%	36 48.6%	29 39.2%	9 12.2%	1 1.4%	
合計	360 100%	58 16.1%	213 59.2%	110 30.6%	102 28.3%	29 8.1%	5 1.4%	

資料：アンケート（2016）より筆者作成

注：無回答，指定外の回答，認定からの年数が26年目以上になる場合は除いて集計

い」という選択肢を設けていなかったことに留意したい。無回答が多い結果となったのは、役職経験がない場合にはこの設問に回答しなかったためであると考えられる。マイスターの認定前については、約4割が無回答である。

表12では、「役職経験」と「マイスター認定前の役職経験」の単純集計はかに、「役職経験」から「マイスター認定前の役職経験」の回答数を引き、「マイスター認定後に新たに就いた役職経験」を出した。また、役職経験に占めるそれぞれの割合を出した。

結果では、就任が進んでいる地域役職と、進んでいない地域役職がみられる。

特に就任が進んでいるのは、女性グループ内の代表や、市町村行政に設置される意思決定の場で且つ女性の選任が可能な農業委員¹⁴⁾や審議会の委員である。

農業委員への就任は、長野県農村女性プランの目標でもある。藤井（2011）で指摘されたように、女性グループの代表経験をもとにマイスターの認定を受け、さらにマイスターであることで農業委員や審議会の委員の推薦を受けるといったルートが想定される。また、マイスターとして「女性団体の活動」に取り組んだ結果、その女性グループの代表になるという場合も考えられる。

農協関連の役職についてもマイスターの就任は進みつつある。ただし、マイスターであることが直接的に就任に影響しているとは限らない。インタビューでは、農協女性部で活躍している女性が農協の役職に就き、なおかつマイスターの認定も受けているケースがあることがうかがえた¹⁵⁾。

一方で、マイスター以外の農業者の公的認定や、集

表12 役職経験（複数回答）

		役職経験		マイスター認定前の役職経験		役職経験のうちマイスター認定前の役職経験の割合	マイスター認定後に新たに就いた役職経験		役職経験のうちマイスター認定後に新たに就いた役職経験の割合
		度数	%	度数	%	%	度数	%	%
女性グループの代表	農村女性グループ代表	234	55.5%	126	29.9%	53.8%	108	25.6%	46.2%
	地域婦人会の会長	118	28.0%	79	18.7%	66.9%	39	9.2%	33.1%
	直売所・女性起業代表	95	22.5%	38	9.0%	40.0%	57	13.5%	60.0%
審議会などの委員	市町村の審議会などの委員	106	25.1%	17	4.0%	16.0%	89	21.1%	84.0%
農業委員	農業委員	105	24.9%	30	7.1%	28.6%	75	17.8%	71.4%
農協関連の役職	農協女性部部長	101	23.9%	42	10.0%	41.6%	59	14.0%	58.4%
	農協総代	81	19.2%	19	4.5%	23.5%	62	14.7%	76.5%
	農協理事	27	6.4%	3	0.7%	11.1%	24	5.7%	88.9%
	農協部会長	27	6.4%	7	1.7%	25.9%	20	4.7%	74.1%
公的認定を受けた農業者	認定農業者	34	8.1%	9	2.1%	26.5%	25	5.9%	73.5%
	農業経営士・農業士	3	0.7%	2	0.5%	66.7%	1	0.2%	33.3%
集落の代表	町内会・自治会長	9	2.1%	3	0.7%	33.3%	6	1.4%	66.7%
公選による市町村の代表	市町村議会議員・市町村長	6	1.4%	0	0.0%	0.0%	6	1.4%	100%
農業関係の組織	農家組合長	6	1.4%	4	0.9%	66.7%	2	0.5%	33.3%
	農業共済理事・総代	5	1.2%	2	0.5%	40.0%	3	0.7%	60.0%
	土地改良区理事・総代	0	0.0%	0	0.0%	—	—	—	—
その他	PTA 会長	28	6.6%	22	5.2%	78.6%	6	1.4%	21.4%
	その他	27	6.4%	10	2.4%	37.0%	17	4.0%	63.0%
	無回答	65	15.4%	167	39.6%	—	—	—	—

資料：アンケート（2016）より筆者作成

落代表、農業関係の組織の代表、公選制である市町村議会議員・市町村長などへの就任を含む地域全体への参画は停滞している。

さらに、表13、14には認定からの年数別に、役職経験と認定前の役職経験を示す。

表13からは、就任の多い女性グループの代表や市町村の審議会などの委員は、認定時期が早いほど就任経験が多いことがわかる。農業委員についてもおおむね同様の傾向であるが、1-5年目で割合が微増している。

表14はマイスター認定前の役職就任状況である。ここでは、認定時期が早いほどマイスター認定前に女性グループの代表であった人が多く、女性グループの代表経験をもとにマイスターの認定を受けていることがわかる。

一方、農協総代や農業委員は、人数は非常に少ないものの、全体と比較して認定を受けてから1-5年目に認定前の経験者が多い。このことから、最近マイス

ターの認定を受けた人は、先にこのような役職を経験し、地域で目立つ存在であったことでマイスターの候補者となったことが考えられる。

すなわち、マイスター制度の当初の目的は、女性を地域のリーダーとして位置づけ、さらなる社会参画のステップとすることであったが、最近では、地域のリーダーとしてすでに活躍している人が新たなマイスターの後継者となっている。

(4) マイスターによるマイスター制度への評価

マイスターによるマイスター制度への評価では、全体としてはマイスター制度を重要であると考え人が多い。しかしながら、重要でないと考える人もみられた。

単純集計の結果は、「どちらかというと重要」(50%)が最も多く、ちょうど半数の人が回答している。「重要」(14.2%)、「どちらかというと重要」を合わせて重要であると考えの人が6割である。しかし、「どち

表13 認定からの年数別役職経験

	全体	地域婦人会 の会長	PTA 会長	農村女性 グループ の代表	農協女性部 部長	農協部会長	農協総代	農協理事	農業共済 理事・総代	土地改良区 理事・総代
1-5 年目	38 100%	8 21.1%	1 2.6%	11 28.9%	9 23.7%	2 5.3%	6 15.8%	0 0%	0 0%	0 0%
6-10年目	60 100%	18 30.0%	6 10.0%	35 58.3%	10 16.7%	1 1.7%	13 21.7%	2 3.3%	1 1.7%	0 0%
11-15年目	75 100%	25 33.3%	6 8.0%	50 66.7%	27 36.0%	5 6.7%	21 28.0%	7 9.3%	0 0%	0 0%
16-20年目	73 100%	23 31.5%	6 8.2%	49 67.1%	20 27.4%	4 5.5%	21 28.8%	5 6.8%	2 2.7%	0 0%
21-25年目	69 100%	30 43.5%	5 7.2%	53 76.8%	21 30.4%	11 15.9%	12 17.4%	8 11.6%	1 1.4%	0 0%
合計	315 100%	104 33.0%	24 7.6%	198 62.9%	87 27.6%	23 7.3%	73 23.2%	22 7.0%	4 1.3%	0 0%
	全体	農業委員	市町村議員・ 市町村長	市町村の 審議会など の委員	町内会長・ 自治会長	農家組合長	農業経営士・ 農業士	認定農業者	直売所・女 性起業代表	その他
1-5 年目	38 100%	9 23.7%	0 0%	0 0.0%	2 5.3%	1 2.6%	0 0%	2 5.3%	6 15.8%	4 10.5%
6-10年目	60 100%	8 13.3%	1 1.7%	15 25.0%	0 0%	0 0%	2 3.3%	6 10.0%	11 18.3%	5 8.3%
11-15年目	75 100%	19 25.3%	1 1.3%	21 28.0%	2 2.7%	2 2.7%	0 0%	8 10.7%	15 20.0%	8 10.7%
16-20年目	73 100%	23 31.5%	0 0%	25 34.2%	4 5.5%	0 0%	0 0%	7 9.6%	24 32.9%	3 4.1%
21-25年目	69 100%	29 42.0%	2 2.9%	30 43.5%	0 0%	2 2.9%	1 1.4%	7 10.1%	26 37.7%	5 7.2%
合計	315 100%	88 27.9%	4 1.3%	91 28.9%	8 2.5%	5 1.6%	3 1.0%	30 9.5%	82 26.0%	25 7.9%

資料：アンケート（2016）より筆者作成

注：無回答、指定外の回答、認定からの年数が26年目以上になる場合は除いて集計

らかという重要でない」（21.8%）、「重要でない」（5.9%）を合わせて重要でないと考える人も3割程度。無回答は8.1%あった。

また、無回答を除き認定からの年数別にみたものを表15に示す。

初期に認定された人の評価は高い。一方で、認定から15年目以降では重要ではない方向の回答が3割程度みられ、評価が分かれている。

（5）マイスター制度の意義

マイスター制度の現代的意義は、マイスター自身にとって①農村女性のネットワーク化への貢献と、②地域に関心を広げるきっかけになっていることである。

これは、「マイスターになってよかったこと」について尋ねた回答（複数回答）からみられる。単純集計

では、「仲間づくりができた」（89.6%）、「情報が入手しやすくなった」（41.9%）、「経営意欲が増大した」（22.7%）、「家族関係を見直すことができた」（14.5%）、「家から出る機会が増えた」（36.5%）、「地域への関心が高まった」（37.0%）、「農政への関心が高まった」（33.9%）、「行政への関心が高まった」（35.1%）、「地域活動がしやすくなった」（32.5%）、「その他」（0.9%）であった。無回答は2.8%あった。また、無回答を除き認定からの年数別にみたものを表16に示す。

「仲間づくり」や「情報入手」が評価される背景には、地域で、同じ農業者の仲間をもつことや、身近な情報を得ることが難しい状況にあると考えられる。今日では、普及の体制が変化し、女性農業者の育成・支援を専門的に行う生活改良普及員の採用がなくなり、

表14 認定からの年数別認定前役職経験

	全体	地域婦人会 の会長	PTA 会長	農村女性 グループ の代表	農協女性部 部長	農協部会長	農協総代	農協理事	農業共済 理事・総代	土地改良区 理事・総代
1-5 年目	33 100%	6 18.2%	1 3.0%	6 18.2%	6 18.2%	1 3.0%	5 15.2%	0 0%	0 0%	0 0%
6-10年目	39 100%	13 33.3%	4 10.3%	19 48.7%	3 7.7%	0 0.0%	5 12.8%	1 2.6%	0 0.0%	0 0%
11-15年目	47 100%	13 27.7%	5 10.6%	17 36.2%	11 23.4%	3 6.4%	4 8.5%	0 0.0%	0 0%	0 0%
16-20年目	49 100%	17 34.7%	5 10.2%	25 51.0%	12 24.5%	0 0.0%	3 6.1%	0 0.0%	1 2.0%	0 0%
21-25年目	50 100%	20 40.0%	3 6.0%	32 64.0%	4 8.0%	2 4.0%	2 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0%
合計	218 100%	69 31.7%	18 8.3%	99 45.4%	36 16.5%	6 2.8%	19 8.7%	1 0.5%	1 0.5%	0 0%

	全体	農業委員	市町村議員・ 市町村長	市町村の 審議会など の委員	町内会長・ 自治会長	農家組合長	農業経営士・ 農業士	認定農業者	直売所・女 性起業代表	その他
1-5 年目	33 100%	7 21.2%	0 0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0%	1 3.0%	3 9.1%	2 6.1%
6-10年目	39 100%	3 7.7%	0 0.0%	5 12.8%	0 0%	0 0%	1 2.6%	2 5.1%	7 17.9%	3 7.7%
11-15年目	47 100%	4 8.5%	0 0.0%	2 4.3%	1 2.1%	1 2.1%	0 0%	3 6.4%	6 12.8%	2 4.3%
16-20年目	49 100%	5 10.2%	0 0%	2 4.1%	1 2.0%	0 0%	0 0%	1 2.0%	7 14.3%	0 0.0%
21-25年目	50 100%	7 14.0%	0 0.0%	4 8.0%	0 0%	1 2.0%	1 2.0%	1 2.0%	10 20.0%	2 4.0%
合計	218 100%	26 11.9%	0 0.0%	13 6.0%	2 0.9%	3 1.4%	2 0.9%	8 3.7%	33 15.1%	9 4.1%

資料：アンケート（2016）より筆者作成

注：無回答，指定外の回答，認定からの年数が26年目以上になる場合は除いて集計

表15 認定からの年数別マイスター制度への評価

	全体	重要	どちらかとい うと重要	どちらかとい うと重要でない	重要 でない
1-5 年目	64 100%	7 10.9%	33 51.6%	21 32.8%	3 4.7%
6-10年目	67 100%	5 7.5%	39 58.2%	15 22.4%	8 11.9%
11-15年目	80 100%	14 17.5%	38 47.5%	21 26.3%	7 8.8%
16-20年目	69 100%	13 18.8%	39 56.5%	12 17.4%	5 7.2%
21-25年目	68 100%	16 23.5%	39 57.4%	13 19.1%	0 0.0%
合計	348 100%	55 15.8%	188 54.0%	82 23.6%	23 6.6%

資料：アンケート（2016）より筆者作成

注：無回答，指定外の回答，認定からの年数が26年目以上になる場合は除いて集計

ノウハウをもつ元生活改良普及員も退職期にある。女性農業者のネットワーク化が困難となり，最近ではマイスターであっても生活改善グループ等への参加経験を持たない人が増えている。このような状況で，マイスターの認定を受け，協会に加入することは仲間や情報を得るきっかけとなり得る。

さらに「行政への関心が高まった」，「地域活動がしやすくなった」，「農政への関心が高まった」などが評価されていることから，地域志向がうかがえる。認定からの年数が増えるほど評価している人が多くなる傾向にあり，マイスターとして経験を積むなかで地域へと視野を広げられていると考えられる。このことは，表12で認定後に役職経験が増加していることにも表れている。

ただし一方で「経営意欲が増大した」や「家族関係

長野県農村生活マイスター制度の現状と課題

表16 認定からの年数別マイスターになって良かったこと（複数回答）

	全体	仲間づくりが できた	情報が入手 しやすくなった	経営意欲が 増大した	家族関係を見直す ことができた	家から出る機会 が増えた
1-5年目	62 100%	52 83.9%	34 54.8%	9 14.5%	6 9.7%	20 32.3%
6-10年目	69 100%	63 91.3%	28 40.6%	9 13.0%	7 10.1%	19 27.5%
11-15年目	82 100%	78 95.1%	35 42.7%	17 20.7%	11 13.4%	28 34.1%
16-20年目	77 100%	73 94.8%	36 46.8%	25 32.5%	13 16.9%	35 45.5%
21-25年目	75 100%	72 96.0%	30 40.0%	26 34.7%	19 25.3%	34 45.3%
合計	365 100%	338 92.6%	163 44.7%	86 23.6%	56 15.3%	136 37.3%
	全体	地域への関心が 高まった	農政への関心が 高まった	行政への関心が 高まった	地域活動が しやすくなった	その他
1-5年目	62 100%	22 35.5%	14 22.6%	10 16.1%	7 11.3%	0 0%
6-10年目	69 100%	26 37.7%	19 27.5%	18 26.1%	15 21.7%	2 2.9%
11-15年目	82 100%	34 41.5%	25 30.5%	28 34.1%	32 39.0%	0 0%
16-20年目	77 100%	29 37.7%	30 39.0%	36 46.8%	25 32.5%	1 1.3%
21-25年目	75 100%	31 41.3%	38 50.7%	37 49.3%	34 45.3%	1 1.3%
合計	365 100%	142 38.9%	126 34.5%	129 35.3%	113 31.0%	4 1.1%

資料：アンケート（2016）より筆者作成

注：無回答、指定外の回答、認定からの年数が26年目以上になる場合は除いて集計

表17 認定からの年数別マイスターとしての活動で困っていること（複数回答）

	全体	活動に時間 が取られる	あて職 が多い	経済的な 負担がある	地域のなかで 知名度が低い	新たなマイスター の後継者がいない	活動がマンネリ 化している	その他
1-5年目	59 100%	14 23.7%	7 11.9%	3 5.1%	24 40.7%	24 40.7%	15 25.4%	11 18.6%
6-10年目	64 100%	15 23.4%	15 23.4%	3 4.7%	34 53.1%	38 59.4%	28 43.8%	4 6.3%
11-15年目	78 100%	12 15.4%	7 9.0%	3 3.8%	39 50.0%	52 66.7%	35 44.9%	8 10.3%
16-20年目	73 100%	20 27.4%	15 20.5%	1 1.4%	29 39.7%	40 54.8%	31 42.5%	9 12.3%
21-25年目	68 100%	8 11.8%	11 16.2%	2 2.9%	38 55.9%	42 61.8%	34 50.0%	3 4.4%
合計	342 100%	69 20.2%	55 16.1%	12 3.5%	164 48.0%	196 57.3%	143 41.8%	35 10.2%

資料：アンケート（2016）より筆者作成

注：無回答、指定外の回答、認定からの年数が26年目以上になる場合は除いて集計

を見直すことができた」と考える人は比較的少ない。
つまり、マイスター制度は、これまで以上の農業志向
の喚起や個々の「家」の改善を促すことに対して、直

接的なインパクトを与えることは少ないと考えられる。

（6）マイスター制度の課題

i 活動上の課題

マイスターとして活動していくうえで、いくつかの課題がみられた。それは、制度について困っていること、要望や、先述した積極的に取り組まれているとは言えない役割があることなどにみられる。

マイスターの活動で困っていることについて尋ねた結果は、「活動に時間が取られる」（17.1%）、「あて職が多い」（13.7%）、「経済的な負担がある」（3.1%）、「地域のなかで知名度が低い」（42.9%）、「新たなマイスターの後継者がいない」（51.9%）、「活動がマンネリ化している」（38.4%）、「その他」（9.2%）である。無回答が8.8%あった。

「その他」の内容には多様な意見が挙がり、目立つものは次の5つに集約できる。①農業やマイスター以外の活動が忙しく、マイスターの活動ができないこと、②役員の負担、③高齢化により活動が困難なこと、④辞められないこと、⑤認定されている人の属性・特徴が異なることによる活動の難しさである。同様の回答が、「マイスター制度をさらに良くするために」の自由記入にも表れている。

無回答を除き認定からの年数別にみたものを表17に示す。

中間の「6-10年目」、「11-15年目」のマイスターは全体と比較して困っていると考え人が多い項目が多い。また最近認定された「1-5年目」と初期に認定された「21-25年目」では困っていると考え人が多い項目が逆転している。「経済的な負担がある」と感じている人は全体的には少ないが、最近認定された人ほど割合が大きい。「活動がマンネリ化している」は、認定されたばかりの「1-5年目」は少ない。認定からの年数による差が大きい項目は「新たなマイスターの後継者がいない」、「活動がマンネリ化している」である。

「マイスター制度をさらに良くするためには、どのようなことが必要だと思いますか」という質問を自由記入形式で尋ねた。ここでは、マイスター制度の課題を、より明確に把握することができた。象徴的な回答

を表18で紹介する。

回答からわかる課題は、第1に、新しいマイスターの後継者がいないことである。第2に、知名度の向上が課題である。具体的には①市町村や地域で認知されていないことや、②県・市町村行政や農業関連団体との連携不足が指摘されている。マイスター自身は地域志向であるにもかかわらず、地域住民には認知が広がっていない。

第3に、活動のマンネリ化については、①「やりつくした」という思いや、②主体的な活動よりも、行政が主催するイベント等に動員されるだけの状況も背景にある。

知名度の向上についても、活動のマンネリ化についても、行政や農業関連団体との関係について意見がみられた。マイスターたちのみでなく、行政や農業関連団体側においても、今一度マイスターの位置づけや、活動への支援のあり方・関わり方等が検討されるべきであろう。

第4に、マイスター制度はその趣旨から「役は断らない」を合い言葉としているが、実際には役員になることに負担を感じている人もいる。

第5に、集団（組織）で活動する際の人間関係も課題である。特に、新しいマイスターの受け入れ体制が重要である。若い世代や新規に認定を受けたマイスターが意見を言いづらい状況や、年齢や認定時期の差が広がるなかで各マイスターの経験や考え方にも違いが生じている。また、地域や作目等が異なることについても意見が出ている。

第6に、マイスターとしての活動に限界が生じている。その理由は主に①高齢化、②農業や家の仕事、③他の組織活動との兼ね合いである。

第7に、必要な情報や研修会への要望である。①マイスター同士の交流や、②農繁期に活動ができないこと（農閑期の活動を要望）、③情報発信やコミュニケーションの手段としてパソコンやインターネットの活用技術を学びたいといった要望が挙げられている。

ii 世代による違い

これまでみてきた結果から、同じマイスターであっ

長野県農村生活マイスター制度の現状と課題

表18 マイスター制度をさらによくするためには、どのようなことが必要だと思いますか（自由記入）

	年齢	回 答
1. 新たなマイスターの後継者	72	マイスター制度を地域の若い人に広め、参加を促す
	59	私の若い時には、農村婦人学校があり、農業経営、作物の作り方、課題解決の方法、農業の制度について等を学ぶ場があり、仲間づくりができましたが、無くなってしまったことが、マイスターの後継者ができずらくなっていると思います。私達マイスターに行政がやるべきことまではなかなかできないのが現状です。
	69	マイスター育成がむずかしい。とくに若者は動いている人が多く、どうしても定年後農業にたずさわっていく人の中からになるので年齢が高くなってしまふ。
2. 知名度の向上	67	マイスター制度そのものを知らない人が多いので、説明する必要がある。県、市町村等の広報誌等で。
	70	マイスター制度があることを市町村でもあまり知られていないし、理解されていないのでマイスターとは何ぞやという事を県の方からも事あるごとに説明をして欲しい。マイスター本人の自覚と活動が一番大事ですけれども・・・。
	58	市町村役場に事務局（担当者）がいて、マイスターの活動のバックアップをしてくれると良い。普及センターの事務局は地域全体のマイスターの活動をみるが、細かい単位で直接活動を共にできる生活圏の中に担当者がいないとマイスターの活動は継続しない
	71	あまりにもマイスターの名が行政 JA 地域の中に知られてなく、自分達の団体活動が普及所の支援で動いている感じです。自分達もマイスターってなあとときかかれてもその言葉にこたえられる人は少なく、マイスター制度を知っている人は少ないと思います。
3. 活動のマンネリ化	55	農業関係のイベントの時に人集めをするために、役員になったり、ただ行政の使い走りになっている感があり「？」がたくさんあります。農業女性をバックアップするものでなく行政で農業にこんなに力をいれているということをバックアップするようで少しおかしいと思う。
	72	制度があっても何なのって感じですね。生活が皆豊になり、あまり必要なくなっている感じです。70才以上になるともうやりつくした思いです。若い人のマイスターが大切かと思う。
4. 役員の負担	57	役員の負担を軽くすること。
	65	県の方針から出来た制度であるが有能、優秀（ママ）な方々はすばらしいが私のような者は、いつ役が回ってくるか不安な面が大きい。
5. マイスター同士の人間関係	62	マイスターになったばかりでよくわからない、新しく加入した人の受け入れ体制
	63	先輩が立派な方が多いので自由に意見が言いづらい
	74	若い人の集まりを作った方が良いと思います。年輩の人達との交流もだいじな事であるが、ある年代にならないと、気持ち的にむりではないかなと思います、
	62	役員が古い方ばかりで新人は用なしといった感じ。地元の会合がないので、顔ぶれがわかっていない。どちらでも良いし、やめたい。会費のみ支払ってるだけ。
		全体活動も大事だが、業種ごと（同業者）の仲間との交流も欲しいと思います。
	58	地域事（ママ）に農作物が違ったりいそがしすぎてマイスターの集まりが少ないため他のマイスターの人たちとのプレッシャーが多い地域にあったマイスターの見直ししたい、マイスターの負担を考え直したい
	73	私の入会時とちがって今は、誰でもどんな条件でも認定され、活動統一制がなくそれぞれが、バラバラに活動してい、まとまりがないように思う。組織されていない農村女性が圧倒的に多い 一部の人が忙しく渡り歩いているような活動を改めるような方向・・・どうしたらよいのか？
6. 活動の限界	72	もう少し若い人達がふえるといいかなと思います。70位になるとなんとなく体がぶくなくなって来ましたが出席すると楽しいですが心と体がうまくついて行かないような気がします。
	49	一人の農業なので時間がありません。畑をはなれられないので活動ができません。
	66	色々な会の所属に加入している為、マイスターとしての地域活動が出来づらい。
7. 必要な情報、研修会に対する要望	50	マイスター同志の交流や勉強会
	57	研修会等、野菜農家にとっては、5～10月は、大変忙しく参加する事ができない
	63	各経営種目の技術研修（栽培、経営）、パソコンインターネット活用術
	60	本当にマイスターの皆さんは忙しい。一年間の計画を早めに立ててみますが、自然とこのことなのでなかなかうまくいきません。多くの仲間が同事に集まらないのが残念です。スマホ、パソコンなどの使い方などしっかりおそわれたら、少し仲間とのコミュニケーションとりやすいかな、と思います。特別な人以外は、にがてな分野です。
	61	マイスターになる為の研修の段階で、情報発信、コミュニケーション、プレゼンテーションなどの技術などを学べるというのではないかと思います。その一方で、こんなにマイスターを数ばかり増やしていいのかな？とも思います。頑張った結果としてマイスターという照合がもらえるという考え方もあると、名前が先か？結果が先かどちらもありとは思いますが、今はあて職の受け皿的な面も。

資料：アンケート（2016）より筆者作成

ても、認定時期や年齢により差が生じ、リーダーとフォロワーの関係ができていくことがわかる。活動状況や制度への評価に差がみられ、以下の3つの世代に分けられる。

①初期のマイスター

最初の10年間に認定を受け（16年目から25年目）、現在60代後半以上が多い。初期のマイスターは、マイスターのなかでも特にモデル的な存在であり、マイスターとしての活動では力を入れてきた項目が多い。「農村女性の社会参画の推進」や「家族経営協定の推進」など農村女性プランの実現を牽引してきた。女性グループの活動をもとにマイスターの認定を受け、経験を積むなかで地域に視野を広げ、マイスター制度を重要と評価している。

②中期のマイスター

中期のマイスターは、認定されて6年目から15年目であり、50代および60代が中心である。活動状況は、初期のマイスターと比べ、積極的な項目が少ない。また、マイスター制度については、重要であると考え人が多いが、重要でないとも考える人もみられる。「仲間づくりができた」ことなどを評価しているが、困っているとも考えることも他の世代に比べ多い。このように制度に不満を感じているにもかかわらず、新しいマイスターの後継者探しに使命感をもって取り組むという二面性を抱えている。

③認定を受けたばかりのマイスター

認定を受けて5年目以内であり、50代以下が中心である。他の世代に比べ、全体としては女性グループとの関わりが薄い。また、力を入れてきた活動での回答が少ないのは、認定されたばかりのため、まだ活動を展開できていない状況であることが考えられる。制度への評価は分かれるが、仲間作りや情報入手に意義を見いだしている。

このように、最初の10年間に認定を受けた初期のマイスターが、マイスターのなかでも特にリーダー的

な存在である。マイスターは全員が県知事の認定を受けたフォーマル・リーダーであるが、マイスター同士の関係性では「先輩が立派な方が多いので自由に意見が言いづらい」（表18）などの意見もみられ、新人の受け入れ体制などに課題がある。

iii 称号としてのマイスター

また今回の結果からは、マイスター制度の根幹である称号としての意義に関して再検討の余地が示される。

藤井（2011）によれば、称号の意義は、本人にとっては名誉的側面があることや地域リーダーとしての役割を果たしやすくなること、また地域住民にとってはフォーマル・リーダーとして位置づけられることであった。

しかし、①認定を受けていても制度を「重要でない」と考える人がいること、②半数ちかくが「地域のなかで知名度が低い」と感じ、地域において制度が認知されていないこと、③マイスターであることが役職就任につながる場は限られていることが明らかになった。

さらに、インタビューなどを通じて④マイスターの認定を受けていなくとも役職就任などの活躍をしている女性農業者も存在することがうかがえた。たとえば、長野県の女性農業委員に占めるマイスターは実際には3割ほどであり、マイスター制度は委員選出の重要な基盤のひとつではあるが、必ずしも条件とは言えない¹⁶⁾。また、最近では世代交代がはかられ、女性農業者を意思決定の場にリクルートする際のターゲットは、次世代のNAGANO農業女子¹⁷⁾に移りつつあるという¹⁸⁾。

このように、称号として十分に機能しない状況においては、マイスター制度そのもののあり方が問われる。

4. むすび—マイスター制度の現状と課題—

長野県農村生活マイスター制度の当初の目的は、農業経営や農家生活に意欲的な女性農業者を認定し、称号を与えることで、地域のリーダーとしての活躍を後押しすることであった。

先行研究においては、マイスターは長野県の農村女性政策において「地域仕掛人」として位置づけられる

(大内, 2017) ことや、特に社会参画についてはマイスターから農業委員、地方議員（藤井, 2011）というリクルートメント・ルートが明らかにされていた。

しかし、今回の調査結果からは以下が明らかになった。

第1に、制度の対象が認定要件よりも広がっている。一つ目には、マイスターが高齢化していることである。最近では認定時の年齢が高くなっている。また、二つ目に、マイスターのほとんどは農家の女性であり農業の担い手であるが、一方で認定の対象が農家以外の農村女性まで拡大していた。三つ目に、最近の認定では生活改善グループや農協女性部等への参加経験が比較的少なくなっている。

このことから、今後の制度の目的や対象について再検討する必要がある。マイスターの候補者となりうる若い世代の農業者の減少やこれまで認定の基盤であった女性グループの活動などでの接点をもてないことから、新しいマイスターの候補者探しは難しくなっている。

マイスター制度は、女性農業者の地位向上や社会参画を促進するための制度であるのか、それとも非農家や非農業者を含む女性のための制度であるのか、また今回の調査では触れなかった男性まで射程を広げ地域社会全体に男女共同参画を促すものとするのかについて、検討の余地がある。

第2に、活動状況の課題である。マイスターたちは、認定を受けたことで地域社会への関心を広げてきた。初期のマイスターは、さまざまな活動に取り組む、農村女性の地位向上と社会参画を推し進めてきた。

しかしながら、現在認定を受けているマイスター全体でみると、実際に取り組まれている活動や、地域社会における役職就任には偏りがみられる。全体としてみると、マイスターの役割として期待される内容や長野県農村女性プランの目標のなかで「食育・食農教育」のように女性グループや個人で取り組める活動は、積極的に取り組まれている。しかしながら、次世代の農業者や地域住民など広く地域と関わりながら進める必要がある活動には積極的とは言えない。また、先行研究で明らかにされていた社会参画のリクルートメン

ト・ルートについては、確かに農業委員や市町村の審議会の委員等、選任枠のある役職において就任を進めてきた。しかし、マイスター全体でみた場合は、公選制である市町村議員・市町村長や農業に関する団体等の役員への就任はごく少数に留まっていた。以上のように、地域社会全体へ活動を広げることが課題となっている。

活動を左右する背景は、一つ目には、マイスター自身も含め、農村女性の立場や生活が変化し、さらにそれによりグループ活動への参加や役職就任、家族経営協定など既存の制度への考え方が変化したこと、二つ目に農作業やマイスター以外の活動等との兼ね合い、三つ目に次世代の農業者や地域住民や行政、農業関連団体等とマイスターの関わり方や位置づけが挙げられよう。

第3に、以上でみてきた課題以外にもマイスターたちは次のような課題を感じている。それは一つ目にマイスター同士の人間関係であり、二つ目はマイスターの活動・研修等の時期や内容である。

マイスターは個人の称号であるとともに、集団（組織）での活動が認定時の評価の対象であり認定後も集団（組織）で活動する。そのため、組織の構成員の世代間の関係に課題があり、新人の受け入れ体制を整える必要がある。

また、マイスターは農家の女性がほとんどであり、その過半は年200日以上農業に従事しているため農閑期に活動が難しい状況にある。農閑期に活動することや、パソコンやインターネットなど活動の幅を広げる手段の獲得についても要望がみられた。

第4に、最も重要な課題は、制度の根底にある称号としての意義である。初期のマイスターは、マイスターの認定を受けて活動していくなかで地域社会へと視野を広げ、制度を「重要である」と評価している。しかしながら、中期以降に認定を受けたマイスターにとっては制度が「重要でない」という評価も高まっている。また、地域社会では「知名度が低い」状況にあり、役職への就任は女性グループ内や女性の選任が可能な場に留まる。マイスター制度が女性の社会参画の基盤のひとつであるとはいえ、農村社会全体における

参画は依然として不十分である。そして近年ではマイスターの称号を得ずとも意思決定の場に女性が進出することが可能になりつつある。

このように、マイスター制度は、マイスター本人にとっても、地域社会にとっても、称号として十分に機能できない状況にある。マイスター制度は、設立から25年を経て、見直しの時期を迎えていると言えよう。

制度の存続を前提に今後の方策を検討すれば、新しい候補者となりうる若い世代の農業者の価値観や生活の変化や、地域の実情に対応できるよう、活動内容や制度のあり方を見直すとともに、地域社会における制度の認知度の向上とその方法の工夫が必要であろう。また、マイスターのみならず、行政や農業関連団体の側においてもマイスターへの支援のあり方や関係づくりが見直されるべきであろう。

注釈

- 1) 以下、制度をマイスター制度、認定を受けた者をマイスターと略す。
- 2) 資料として農山漁村男女共同参画推進協議会『平成25年度農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた都道府県の取り組みについて（各都道府県のデータ）』（2013, pp.16-23）を参照のこと。
- 3) 鳥取県（2001年廃止）、岡山県（2002年廃止）、岩手県（2003年廃止）、福島県（2003年廃止）、富山県（2006年廃止）、島根県（2006年廃止）、宮崎県（2013年廃止）の7県が女性を対象とする認定制度を廃止し、指導農業者等に一本化している。
- 4) 本研究のアンケート調査を実施した時期の認定状況である。調査は2016年7月から9月に行った。
- 5) 以下、協会と略す。
- 6) 「農村生活マイスター協会規約」にはほかに、名誉会員や休退会、会費等について規定されている。それによれば、満75歳に達した会員は、本人の希望により名誉会員にすることができる。また、病気等により活動が困難な場合のみ休会・退会が認められる。本会（県組織）の会費は一般会員が年間1,000円であり、休会員は年間500円である。名誉会員については会費を徴収していない。
- 7) 2016年4月時点で、マイスター協会に所属していないマイスターが77人存在している。このことについて、県の職員によれば、高齢化に伴い、本人の病気や家族の介護等の都合により協会の規約にある場合があるという。注6で説明したように、協会の規約においても、病気等により活動が困難な場合に休会・退会が認められている。さらに、近年新たに認定を受けたマイスターのなかには、最初から協会に加入しないケースもあるという。
- 8) 支部は、佐久支部、上小支部、諏訪支部、上伊那支部、飯伊支部、木曽支部、松塩筑支部、安曇野支部、北安曇支部、更埴支部、上高井支部、下高井支部、長野支部、下水内支部の14支部である。この各支部から1人ずつ本会（県組織）の役員を選出する。役員任期は2年である。
- 9) 藤井（2011）によれば、この背景には、農家（イエ）にたいする信用性、すなわち地域リーダーシップ構造にかかわる帰属主義的価値観があり、依然として女性が個人の能力のみでは評価されづらい状況にある。そのため、女性の地域リーダーが認められるための手段として、イエやムラの論理が活用されている。
- 10) 認定からの年数（年目）＝現在の年齢－認定時の年齢＋1
集計の際、無回答や指定外の回答および、認定からの年数が26年以上になる場合（制度設立以前になる場合）を除外した。
- 11) 農家の定義は、農林業センサス等で用いられる「経営耕地面積が10a以上、または1年間の農産物販売金額が年間15万円以上の規模」とし、調査時に回答者に示した。
- 12) ただし、調査票における選択肢は「農家生活の向上」、「地域の農業振興」、「地域活動」、「農業後継者の育成」、「女性団体の活動」、「家族経営協定の推進」、「文化の伝承活動」、「都市・農村交流」、「食育・食農教育」、「農村女性の社会参画の推進」、「地産地消活動」、「あて職の活動」、「その他」の13項目とした。
- 13) 2015年実施のP市のマイスターへのインタビューによる。マイスターの第1期生である女性は、「第1期生の頃は、マイスターって何をやればいいのか形がなかった」というが、「まず核になって農村女性に働きかけながらいろんな講演とかやって女性に働きかけして、まず女性が、そういうところへ出て学習して、共同経営者になれる仲間を作ろう」という意識をもち、北信地区の農村女性フォーラムの開催や、家族経営協定の締結促進に取り組んだ。この女性は家族経営協定について「家族、共同経営者っていう立場にいるための証明」と考えているが、後継者世代については同じマイスターであっても「もう環境がそういうふうな条件出さなくても整っている、だからそんな家族協定必要ない」と考えられているという。川手（2006）においてもこの地域でマイスターなど女性リーダーを中心に家族経営協定の取り組みを進めた事例が詳細に記されている。
- 14) 農業委員会制度は2015年に改正された。調査時点では、制度の移行期にあり、旧制度で委員会を運営している市町村と、新制度に移行し委員を改選した市町村が混在していた。旧制度では公選制を基本としているが、長野県においては選任委員枠（議会推薦）を有効に活用して農業委員への女性の就任を促進してきた（藤井2011）。また、新制度では市町村長の任命制となり、委員の選出にあたっては、新農業委員会法の第8条第7項において「市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」とされた。
- 15) 2015年8月実施のP市のマイスターへのインタビューでは、マイスターとして農協役員に女性の就任を促すための具体的な活動は行っていないことが聞かれた。また、2017年8月実施の大北農業協同組合、2017年8月および9月実施の松本ハイランド農業協同組合へのインタビューでは、農協にはマイスターの事務局を設置しておらず、農協関連の役職にはマイスターもみられるが、選出の際にマイスターであることは考慮されていないことが聞かれた。農協関連の役職に女性を選出する際は、農協女性部をはじめとする農協関連の女性グループで活躍している人を選出しているという。
- 16) 2016年4月および2017年4月のマイスター協会役員会資料より、2014年9月時点の長野県の女性農業委員167人に占

めるマイスターは45人（26.9%）、2015年9月時点では女性農業委員163人に占めるマイスターは51人（31.3%）であった。また、2015年8月実施のP市のマイスターへのインタビューではマイスター以外に農協女性部からも農業委員（議会推薦）を選出していること、2015年6月実施のQ村のマイスターへのインタビューでは農業委員（議会推薦）に女性を選出する際はマイスターまたは生活改善グループまたは農協女性部から選出することや農業委員の女性が審議会等の委員にもなっていることが聞かれた。また、R市においては女性グループを基盤にもたない女性農業者が農業委員の選挙委員に就任している（2017年9月インタビュー）。

- 17) 「NAGANO 農業女子」は、長野県独自の農業女子プロジェクトである。農業女子プロジェクトは「中長期ビジョン」にはなかった新しい女性施策であり、2013年に農林水産省経営局就農・女性課の女性・高齢者活動推進室が全国版の農業女子プロジェクトを立ち上げた（大内，2017）。全国版とNAGANO 農業女子の関係は「国の農業女子プロジェクトの動きに呼応し、県庁が地域の女性農業者の活動を支援している事例」である（資料：農林水産省「農業における女性活躍の取組」（平成29年4月28日））。

長野県では、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」の一環として「長野でかがやく農業女子応援事業」を展開している。この事業の狙いは、若手女性の活動支援とネットワーク化を図り、若い世代の女性農業者がイベントやメディアへの出演等のPR活動や、SNSを用いて普段の仕事や生活の様子を発信をすることで、農業や農村のネガティブなイメージを払拭し、将来的な農業・農村の担い手確保に繋げることである。

NAGANO 農業女子の定義は「専業、兼業、既婚、独身等にかかわらず長野県内で農業に従事している若い女性」であり、年齢制限はない。ホームページ上の登録申請書を事務局に提出することでメンバーに登録することができる。事務局は長野県農政部農村振興課担い手育成係が担っている。また、Facebook など SNS を活用し、農業女子同士や農業女子の活動に賛同する県内外の「応援隊」がゆるくつながっている。Facebook ページでは農業女子と応援隊を合わせて397人の登録がある（2018年7月31日時点）。主な活動は農業女子同士や異業種との交流会、農業体験ツアーの受け入れ、SNS

やメディア出演等による発信などである。このような県レベルでのネットワークのほかに、県内各地域で自発的なグループ化や活動もみられる（資料：長野県農政部農村振興課職員へのインタビューおよび「事業改善シート（27年度実施事業分） 長野でかがやく農業女子応援事業」、「事業改善シート（28年度実施事業分） 長野でかがやく農業女子応援事業」）

18) 2017年2月実施の長野県農政部農村振興課の職員へのインタビューによる。たとえば、長野県の農政の基本的な計画である「第2期 長野県食と農業農村振興計画 改訂版」（2015年1月～2017年度）を策定する審議会の委員にはマイスターが就任していたが、「第3期 長野県食と農業農村振興計画」（2018～2022年度）を策定する際の委員にはマイスターは選出されず、NAGANO 農業女子が就任している。

付記

本研究は、2014～2018年度科学研究費補助金基盤研究（B）課題番号26292124「農家女性の現状と政策に関する総合的研究」（研究代表者 大内雅利）の助成を受けている。

引用文献

- 岩崎由美子，1994，農業士制度における女性登用の現状と今後の方向性，農村生活研究，38(2)：22-28
- 大内雅利，2017，農村女性政策の展開と多様化—農林水産省における展開と都道府県における多様化—，明治大学社会科学研究所紀要，第56巻第1号：145-189
- 川手督也，2006，現代の家族経営協定，筑波書房
- 女性に関するビジョン研究会編，1992，2001年に向けて—新しい農山漁村の女性（農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書），創造書房
- 原 珠里，2011，日本の家族経営における女性農業者のキャリア形成，キャリア形成に向けた女性農業者の主体行動の解明平成20～22年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書 課題番号20580257，39-48
- 藤井和佐，2011，農村女性の社会学—地域づくりの男女共同参画，昭和堂
- 富士谷あつ子，2001，日本農業の女性学，ドメス出版